

# 補 足 説 明 資 料

- 1 協議第 27 号 使用料、手数料等の取扱いについて  
野外活動施設の経営状況。施設ごとの収支状況に係る資料提出
  
- 2 協議第 32 号 各種事務事業の取扱いについて  
(都市建設関連)
  - 2 住宅に関する事 (公営住宅の管理の取扱い)  
未収金、適正な入居管理等について、現在までの取組み状況と改善  
計画書

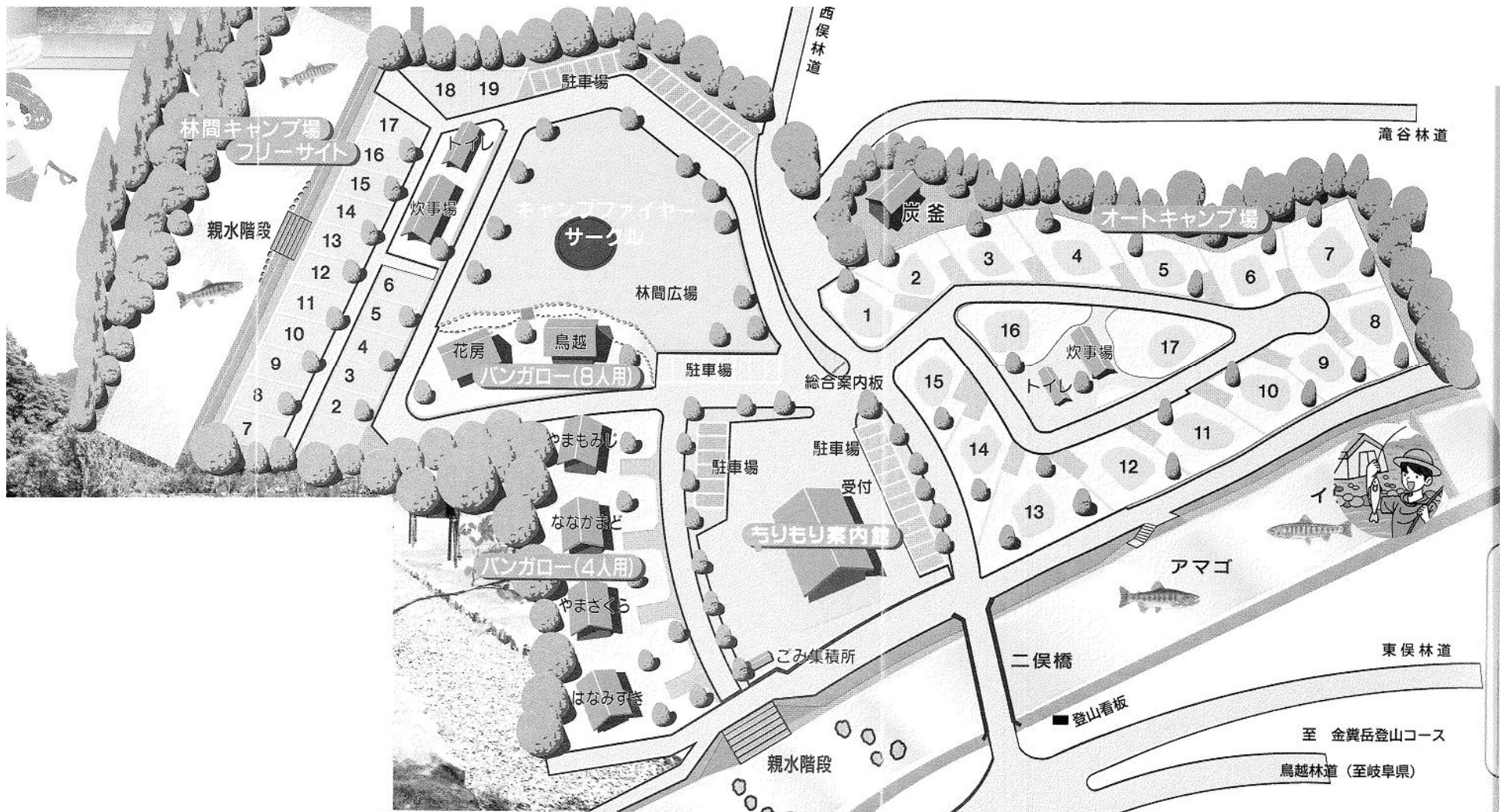
施設管理運営状況(高山キャンプ場)

自治体名		長浜市			
施設名		高山キャンプ場			
設置年月日		平成11年			
設置目的		市民と森林とのふれあい、都市住民との交流の場、および「次代の森林を支える人づくり」のためのさまざまな世代への森林環境学習の場を提供すること			
業務概要		オートキャンプ場(17区画) バンガロー(8人用2棟、4人用4棟) フリーサイト(19区画) もりもり案内館(1棟) の管理運営			
設置費用(千円)		274,330			
うち一般財源		68,590			
起債残高(H19年度末)		0			
指定管理者		滋賀北部森林組合(H18.4～)			
		H17	H18	H19	H17-19平均
利用者数		5,355	4,772	5,162	5,096
収支状況	収入(千円) ①	7,613	6,264	6,672	6,850
	うち使用料収入(千円)	7,613	6,264	6,672	6,850
	支出(千円) ②	10,094	12,465	8,172	10,244
	施設収支(①-②=③)	▲ 2,481	▲ 6,201	▲ 1,500	▲ 3,394
	委託・指定管理料(千円) ④ ※1	0	1,700	1,500	1,600
	収支 ③+④	▲ 2,481	▲ 4,501	0	▲ 1,794
	利用料金制度	×	○	○	
	一般財源負担額(千円)	2,481	1,700	1,500	1,600
	利用者1人当り収入(円)	1,422	1,313	1,293	1,344
	利用者1人当り支出(円)	1,885	2,612	1,583	2,010
利用者1人当り一般財源負担	463	356	291	314	

※1 利用料金制を採用していない場合は、②の内数としている

<参考資料>

高山キャンプ場施設図



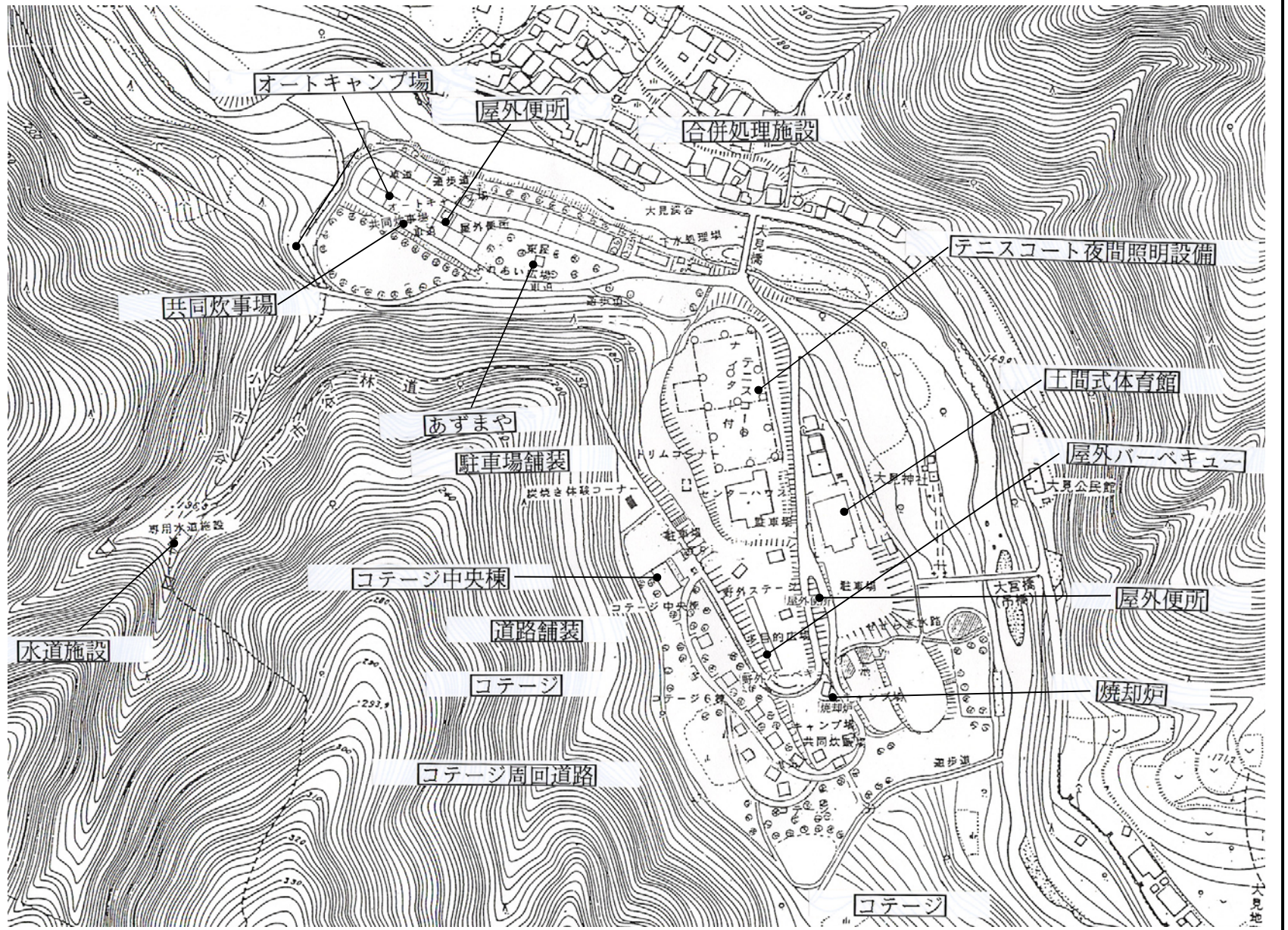
施設管理運営状況(大見いこいの広場)

自治体名		木之本町			
施設名		木之本勤労者野外活動施設大見いこいの広場			
設置年月日		昭和58年9月28日			
設置目的		山村と都市の住民相互の交流を深めるとともに、山村地域の活性化をめざし、山村地域の住民の就労機会の増大と定住化を図る。			
業務概要		ヴィラ(6人用10棟) コテージ(1棟：2人用8室) オートキャンプ(30区画) フリーキャンプ(約15張分) BBQテラス(10卓) テニスコート(4面) 土間式体育館(1棟) センターハウス(レストラン・和室) の管理運営			
設置費用(千円)		928,935			
うち一般財源		28,635			
起債残高(H19年度末)		0			
指定管理者		(株)ふるさと夢公社きのもと(H18.9～)			
		H17	H18	H19	H17-19平均
利用者数		26,500	24,600	21,400	24,167
収支状況	収入(千円) ①	35,927	31,348	30,314	32,530
	うち使用料収入(千円)	30,414	26,771	26,148	27,778
	支出(千円) ②	43,472	34,357	31,882	36,570
	施設収支(①-②=③)	▲ 7,545	▲ 3,009	▲ 1,568	▲ 4,041
	委託・指定管理料(千円) ④ ※1	3,040	1,551	1,660	2,084
	収支 ③+④	▲ 4,505	▲ 1,458	92	▲ 1,957
	利用料金制度	○	○	○	
	一般財源負担額(千円)	3,040	1,551	1,660	2,084
	利用者1人当り収入(円)	1,356	1,274	1,417	1,346
	利用者1人当り支出(円)	1,640	1,397	1,490	1,513
利用者1人当り一般財源負担	115	63	78	86	

※1 利用料金制を採用していない場合は、②の内数としている

<参考資料>

大見こいの広場施設図



施設管理運営状況(ウッディパル余呉)

自治体名		余呉町			
施設名		ウッディパル余呉 (森林総合利用促進施設) (森林総合交流センター) (スポーツ・レクリエーション施設)			
設置年月日		平成2年9月26日			
設置目的		地域住民や都市住民がスポーツ・レクリエーションや、学習、体験実習を通じて交流の機会を図り、地域の振興を図る。			
業務概要		コテージ (6人用7棟、12人用4棟) テントサイト (20区画) テニスコート (6面) 木工加工所 (1棟) レストラン (1棟) 宿泊研修施設 (木造2階建、50人収容) パットゴルフ場 (9ホール×3コース) バトルアスレチック (1か所) 多目的遊技場 (1棟) わんぱく広場 (2.3ha) レストハウス (1棟) サブセンター (1棟) の管理運営			
設置費用(千円)		2,703,356			
うち一般財源		650,710			
起債残高(H19年度末)		117,171			
指定管理者		(財)ウッディパル余呉(H18.4～)			
		H17	H18	H19	H17-19平均
利用者数		26,417	24,657	25,421	25,498
収支状況	収入(千円) ①	62,318	54,279	53,933	56,843
	うち使用料収入(千円)	33,872	29,661	29,732	31,088
	支出(千円) ②	82,082	79,068	68,599	76,583
	施設収支(①-②=③)	▲ 19,764	▲ 24,789	▲ 14,666	▲ 19,740
	委託・指定管理料(千円) ④ ※1	14,420	13,983	13,983	14,129
	収支 ③+④	▲ 5,344	▲ 10,806	▲ 683	▲ 5,611
	利用料金制度	○	○	○	
	一般財源負担額(千円)	14,420	13,983	13,983	14,129
	利用者1人当たり収入(円)	2,359	2,201	2,122	2,229
	利用者1人当たり支出(円)	3,107	3,207	2,699	3,003
利用者1人当たり一般財源負担	546	567	550	554	

※1 利用料金制を採用していない場合は、②の内数としている

施設管理運営状況(ウッディパル余呉・スキー場)

自治体名		余呉町			
施設名		ウッディパル余呉(赤子山スキー場)			
設置年月日		平成3年11月1日			
設置目的		地域住民や都市住民がスポーツ・レクリエーションや、学習、体験実習を通じて交流の機会を図り、地域の振興を図る。			
業務概要		スキーゲレンデ(1か所) ペアリフト(1基)の管理運営			
設置費用(千円)		118,119			
うち一般財源		2,719			
起債残高(H19年度末)		0			
指定管理者		(財)ウッディパル余呉(H18.4~)			
		H17	H18	H19	H17-19平均
利用者数		54,375	0	7,364	20,580
収支状況	収入(千円) ①	6,282	572	1,195	2,683
	うち使用料収入(千円)	4,137	0	615	1,584
	支出(千円) ②	5,664	4,834	4,519	5,006
	施設収支(①-②=③)	618	▲ 4,262	▲ 3,324	▲ 2,323
	委託・指定管理料(千円) ④ ※1	2,080	2,017	2,017	2,038
	収支 ③+④	2,698	▲ 2,245	▲ 1,307	▲ 285
	利用料金制度	○	○	○	
	一般財源負担額(千円)	2,080	2,017	2,017	2,038
	利用者1人当たり収入(円)	116	-	162	130
	利用者1人当たり支出(円)	104	-	614	243
利用者1人当たり一般財源負担	38	-	274	99	

※1 利用料金制を採用していない場合は、②の内数としている





## 公営住宅の未収金・入居管理に関する現在までの取組みと改善計画

〔長浜市 報告〕

公営住宅戸数		356 戸
	滞納繰越額	現年度収納率
平成 17 年度	9,053,584 円	94.93%
平成 18 年度	9,150,687 円	95.06%
平成 19 年度	7,566,097 円	96.72%
明渡請求訴訟	4 件	(H19～H20)
即決和解申立	5 件	(H19～H20)

### 取組状況 (H20 年 8 月まで)

- 未納徴収は未払いの発生に対し、督促・催告(催告書・電話)・臨戸徴収・招致により納付を促し、悪質滞納者は法的処置を取ってきた。
- 不適正な入居者の確認は、収入報告、修繕時、納付指導時等に直接確認するとともに、通報等の情報による確認等によって行う。不適正入居者があった場合には退去を指導し、応じない者には明渡しの法的処置を行う。
- ・ H14 年度から徴収員 (1 名) を設置し、未納徴収強化している。
- ・ H19 年度「市営住宅家賃滞納整理事務処理マニュアル」を制定した。
- ・ H19 年度 専決処分事項に指定される。  
(市営住宅の管理上必要な訴えの提起・和解及び調停)

### 改善計画(H20 年 9 月～合併まで)

〔長浜市集中改革プラン目標数値〕

収納率 95.0% (平成 22 年度) → 【達成】平成 19 年度—96.72%

- 収納率は向上しており、滞納整理マニュアルに基づき、現在まで実施してきた取り組みをさらに強化する。(きめ細やかな納付指導の徹底と悪質なものに対して、裁判所の関与による法的措置を速やかに適用する。)
- 適正な入居管理は、日々の入居者の把握と指導が重要であり、不適正入居の指導に応じない者には法的処置により適正化を図る。

〔滞納整理マニュアル規定の遵守〕

- ①家賃収入状況の把握→②電話催告及び臨戸指導→③催告→④招致→⑤最終催告→⑥使用許可取消→⑦法的措置

## 〔虎姫町 報告〕

公営住宅戸数	182 戸	
	滞納繰越額	現年度収納率
平成 17 年度	2,989,300 円	94.01%
平成 18 年度	3,320,100 円	93.58%
平成 19 年度	2,739,700 円	94.27%
明渡請求訴訟	0 件	
即決和解申立	0 件	

### 取組状況 (H20 年 8 月まで)

#### ○未収金対策

- ・未納者対策については、未納の発生に対し書面による督促・催告・招致及び臨戸訪問により粘り強くその徴収に努めてきた。
- ・臨戸訪問については、課長を除く担当課職員ほぼ全員が担当区域を分担し毎月徴収に出向いている。
- ・平成 19 年度より設置した税等の滞納整理専門組織である収納促進課を中心として未納者対策を強化してきた。

#### ○不適正入居対策

- ・不適正入居の確認については、収入申告時、修繕業務時、家賃納付指導時および住宅既設改善工事時などに行い、不適正入居に対してはその都度指導是正に努めてきたが十分な結果を上げ得なかった。

### 改善計画(H20 年 9 月～合併まで)

#### ○未収金対策(目標値：平成 20 年度現年度分収納率 95.0%)

- ・現行滞納者については、支払う意欲が全く無いという悪質なものでなく、納付意思はあるが、その納付方法が随時納付となっているものである。したがって今後きめ細かな納付指導を行う中で、計画的な納付指導を徹底していく。なお、これに応じない悪質なものについては、法的措置を検討する。

#### ○不適正入居対策

- ・最近になって不適正入居等の情報が寄せられると共に、議会からもその改善が求められている。こうしたことから今後実態調査等を行う中で合併時までにはその適正化に努める。

## 〔木之本町 報告〕

公営住宅戸数	137 戸	
	滞納繰越額	現年度収納率
平成 17 年度	70,417,761 円	67.22%
平成 18 年度	71,464,861 円	71.95%
平成 19 年度	70,846,362 円	74.20%
明渡請求訴訟	1 件	(H18)
即決和解申立	0 件	

### 取組状況 (H20 年 8 月まで)

- 未納徴収は未払いの発生に対し、臨戸徴収により納付を促してきた。
- 不適正な入居者の確認は、収入報告、修繕時、納付指導時等に確認し指導してきた。
  - ・ H13 年度滞納整理事務取扱要領を制定した。
  - ・ H19 年度に用途廃止済み及び返還後 10 年を経過している徴収不能債権について不納欠損処分した。
  - ・ H20 年度から収納推進室が設置され、連携して未納徴収強化を図っている。

### 改善計画(H20 年 9 月～合併まで)

〔木之本町目標数値〕 合併時までに現年分収納率 90.0%

- 臨戸徴収により収納率は次第に改善してきたが、なお低迷している。今後、滞納整理事務取扱要領に基づき滞納者に対しては法的処置を前提に督促・催告をし、応じない場合は法的処置(明渡し訴訟等)を進める。
- 滞納債権の精査を進め、徴収不能債権については不納欠損処分をする。
- 不適正な入居者に対しては改善を指導し、応じないものに対しては法的措置を講じる。

〔滞納整理事務取扱要領〕

- ①家賃収入状況の把握→②催告及び臨戸指導→③催告→④招致→⑤最終催告→⑥使用許可取消→⑦法的措置

## 〔高月町 報告〕

公営住宅戸数	15 戸	
	滞納繰越額	現年度収納率
平成 17 年度	0 円	100%
平成 18 年度	0 円	100%
平成 19 年度	0 円	100%
明渡請求訴訟	0 件	
即決和解申立	0 件	

### 取組状況 (H20 年 8 月まで)

- 未納徴収は、未払いの発生に対し、督促(文書)・臨戸(口頭督促)により納付を促し、建設以降において会計年度内には全世帯完納を維持している。
- 不適正な入居者の確認は、管理人からの情報収集や駐車状況、福祉サイドからの情報等により、入居者に変わった様子がないか状況把握に努め、訪問確認や文書による退居処分警告等により防いでいる。現在1戸(1人)の不正入居を確認しており住基や戸籍の正規手続きにより不正入居の解消を求めている。是正されないときは、明け渡し請求で臨む。

### 改善計画(H20 年 9 月～合併まで)

- 未収金については、年度内納付を厳守し、滞納は生じさせないよう最大の努力をする。
- 空き家の発生による新規入居者決定にあたっては、公営住宅の趣旨や、入居者の義務・責任を十分説明するとともに、不正や怠惰を事前に掌握するよう努める。
- マニュアルの作成は予定していない。

〔余呉町 報告〕

公営住宅戸数	24 戸	
	滞納繰越額	現年度収納率
平成 17 年度	0 円	100%
平成 18 年度	0 円	100%
平成 19 年度	0 円	100%
明渡請求訴訟	0 件	
即決和解申立	0 件	

取組状況 (H20 年 8 月まで)

- 未納徴収については、未払いが発生した場合は催促（電話・訪問）により納付を促し、年度内収納に努め滞納発生防止に努めている。
- 不適切な入居者の確認については、収入報告時等の直接確認や状況入居者の代表者（班長）の状況報告により、不適切入居者の発生防止に努めている。

改善計画(H20 年 9 月～合併まで)

- 現状において、滞納繰越金及び不適切入居者は発生しておらず、今後も現状の取組みを維持することによりこれらの発生防止に努める。